

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和4年5月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100168号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200006号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における令和元年6月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年6月から同年9月までの標準報酬月額については、15万円から41万円とする。

令和元年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における令和元年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年10月の標準報酬月額については、15万円から41万円とする。

なお、訂正請求日(令和3年11月25日)以降に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間である令和元年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における請求期間の標準報酬月額が15万円と記録されているが、給料支払明細書によると、標準報酬月額41万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の記録訂正を求めているところ、当該期間のうち令

和元年6月1日から同年10月1日までの期間については、本件訂正請求日（令和3年11月25日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法が、また、請求期間のうち令和元年10月1日から同年11月1日までの期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法が、それぞれ適用される期間である。

オンライン記録によると、当初、請求期間に係る標準報酬月額が15万円と記録され、その後、保険料徴収権の時効成立後の令和3年12月17日付けで、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬に係る訂正届により、当該訂正後の標準報酬月額である41万円（訂正前の標準報酬月額を除く。）を厚生年金保険法第75条本文該当（保険給付の対象とならない記録）とする処理が行われていることが確認できる。

- 2 請求期間のうち、令和元年6月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）（以下「給料支払明細書」という。）、事業主の回答及び日本年金機構の回答により認められる請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額（41万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（15万円）を超えており、給料支払明細書により、請求者は当該期間において、41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年6月から同年9月までの期間について、請求者に係る請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に訂正する旨の届出を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年12月17日に提出し、請求者の当該訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年6月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、令和元年10月1日から同年11月1日までの期間について、給料支払明細書、事業主の回答及び日本年金機構の回答により認められる請求者のA社に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（41万円）は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額（15万円）を超えていることが確認できる。

したがって、令和元年10月の標準報酬月額については、当該期間に係る本来の報酬月額から、41万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100169号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200007号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における平成30年10月1日から令和元年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年10月から令和元年6月までの標準報酬月額については、平成30年10月から同年12月までは15万円から18万円、平成31年1月から同年3月までは15万円から19万円、同年4月から令和元年6月までは15万円から30万円とする。

平成30年10月から令和元年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年10月から令和元年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成30年10月1日から平成31年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年10月から同年12月までの標準報酬月額については、26万円とする。

平成30年10月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者のA社における令和元年8月1日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

令和元年8月1日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年8月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成30年10月1日から令和元年7月1日まで
② 令和元年7月31日

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社における当該期間の標準報酬月額が給与支給額よりも低く記録されており、その後、当該期間のうち一部の期間については、事業主により標準報酬月額を訂正する旨の届出が行われたものの、訂正後の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。請求期間①に係る給料支払明細書を提出するので、調査の上、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、A社から15万円の賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額に係る記録がない。調査の上、請求期間②に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書（写）（以下「給料支払明細書」という。）、事業主の回答及び日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき請求者の資格取得時の報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下併せて「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに基づく標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額に基づき、平成30年10月から同年12月までは18万円、平成31年1月から同年3月までは19万円、同年4月から令和元年6月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年10月から令和元年6月までの期間について、請求者に係る請求内容どおりの報酬月額に基づく健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出しておらず、また、請求者に係る請求内容どおりの同報酬月額変更届（平成31年1月改定及び同年4月改定）を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年8月5日に提出し、請求者に係る請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年10月から令和元年6月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成30年10月1日から平成31年1月1日までの期間について、給料支払明細書、事業主の回答及び日本年金機構の回答により認められる当該期間の本来の報酬月額に基づく標準報酬月額(26万円)は、上記1の厚生年金特例法により認定が可能な標準報酬月額(18万円)を超えていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②について、請求者から当該期間の賞与に係る資料として提出された令和元年7月分の給料支払明細書(写)によると、同年7月分の給与のほかに期末調整所定時間外手当として15万円が支給されていることが確認できるところ、事業主は、当該期末調整所定時間外手当について、請求者に年2回定期的に支給するものである旨陳述している上、年金事務所において、当該手当は賞与に該当すると判断し、事業主により請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を受付し、処理をしていることから、当該手当は賞与であると認められる。

また、請求者は、訂正請求書において、請求期間②に係る賞与支払年月日を令和元年7月31日と記載しているところ、オンライン記録によると、請求者の請求期間②に係る賞与支払年月日は令和元年7月30日と記録され、令和3年12月17日付けで厚生年金保険法第75条本文該当(保険給付の対象とならない記録)とする処理が行われていることが確認できるが、i)事業主は、給与については毎月月末に振込を行っているが翌月になることもあった旨陳述していること、ii)請求者から提出された預金取引明細(写)によると、A社からの令和元年7月30日又は同年7月31日の振込は確認できない一方、同年8月1日に同社から給与に係る振込が確認できることから、請求期間②に係る賞与は同年8月1日に支払われたものと認められる。

さらに、上記給料支払明細書(写)によると、標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料(4万5,750円)が控除されていることが確認できるところ、事業主は、令和元年7月分の給与総額(35万円)と期末調整所定時間外手当(15万円)を合算した50万円に厚生年金保険料率を乗じて計算し、当該手当から厚生年金保険料を控除した旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、令和元年8月1日において、A社から標準賞与額15万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年8月1日の賞与について、賞与支払年月日を同年7月30日として、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年12月17日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年8月1日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。